

名古屋港管理組合公報

平成15年8月1日
(金曜日)
第311号

目 次 告 示

○港湾施設の使用再開	1
訓 令	
○公報発行規程の一部改正	2
雜 報	
○名古屋港管理組合海の日記念式典表彰	2

告 示

名古屋港管理組合告示第45号

平成14年名古屋港管理組合告示第40号で使用停止した次の港湾施設は、平成15年7月1日から使用を再開した。

平成15年8月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

○ 施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稻永ふ頭北A荷さばき地 (稻北A)	1 級	15号岸壁及び16号岸壁背後	平方メートル 958	区画1及び2

名古屋港管理組合告示第46号

平成15年名古屋港管理組合告示第5号で使用停止した次の港湾施設は、平成15年7月1日から使用を再開した。

平成15年8月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

○ 施設の種類 上屋附属詰所

区画を定めた上屋附属詰所

名 称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位 置	面 積	構 造	区 画		
						名 称	位 置	面 積
稻永ふ頭北3号上屋 附 属 詰 所 (稻北3号)	専用使用	2 級	名古屋市 港区潮風町	平方メートル 21	コンクリート ブロック造り	B	稻永ふ頭北3号上屋 西側隣接南部分	平方メートル 21

名古屋港管理組合告示第47号

平成14年名古屋港管理組合告示第4号で使用停止した次の港湾施設は、平成15年8月1日から使用を再開する。

平成15年8月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
空見ふ頭南B荷さばき地 (空見南B)	1 級	50号岸壁及び51号岸壁隣接	平方メートル 1,456	区画2、3及び4

訓

令

訓令第十号

組合内一般
公報発行規程（昭和三十八年訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

第二条第一項中「企画調整室にあつては企画調整室担当課長（調整担当）、建設部総合開発室にあつては建設部総合開発室担当課長（再開発担当）に限る。」及び企画調整室環境保全センター所長及び企画調整室環境保全センター所長」を「企画調整室環境保全センター所長及び企画調整室環境保全センター所長」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 事務所長 前項の依頼書には、原議により済書校合した原稿二部を添付しなければならない。

第三条中「とりまとめ」を「取りまとめ」に、「（昭和四十八年訓令第七号）第五条第一号」を「（平成十五年訓令第四号）第七条第一号」に改める。

第四条を次のように改める。

（校正）

2 第四条 公報の校正は、総務課長及び事務主管課長が行う。

3 事務主管課長は、公報の校正を終わったときは、直ちに総務課長に校正文書を送付しなければならない。

3 総務課長は、公報の校正が完了したときは、校正文書の余白に「校了」と朱記しなければならない。

第五条を次のように改める。

（公報登載印）

第五条 事務主管課長は、公報登載があつたときは、総務課において当該公報登載に係る原議に公報登載印（別記様式第二）の押印を受けなければならない。

別記様式第一中「宛」を「様」に、「主管課長 母」を「事務主管課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年八月一日から施行する。

備

記

平成15年7月21日に、名古屋港の親しまれる港づくり、海事文化思想の普及に関し顕著な功績のあった下記の団体が表彰されました。

記

（親しまれる港づくり功労） 日本海洋少年団愛知県連盟
（海事文化思想普及功労） 株式会社中日新聞社

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合